

独立行政法人国立病院機構東広島医療センター 面会規程

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人国立病院機構東広島医療センター(以下、「病院」という。)が、入院患者の療養生活の質の向上、および尊厳の保持並びに円滑な退院支援を行うため、患者と家族等の面会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 当院は、患者と家族等との交流が患者の療養生活において重要であることを踏まえ、感染対策その他医療上必要な場合を除き、正当な理由なく面会を制限しないことを基本方針とする。

（面会時間）

第3条 面会時間は原則として別添1のとおりとする。ただし、診療、看護ケアその他の事情により、病棟スタッフの判断で面会時間を調整する場合がある。また、面会は必要最小限の時間にとどめるものとする。

（面会者及び面会人数）

第4条 面会者及び面会人数は、原則として別添1のとおりとする。ただし、診療、看護ケアその他の事情により、病棟スタッフの判断で面会者及び面会人数を調整する場合がある。また、面会者は患者の病状及び療養環境を尊重し適切な人数で面会を行うものとする。

（面会を控えていただく場合）

第5条 次のいずれかに該当する場合は、面会を控えるものとする。

- （1）面会者に発熱（37.0℃以上）、咳、吐き気、嘔吐、下痢等の症状がある場合
- （2）面会者が感染症に罹患している場合
- （3）過去1週間以内に感染者との接触がある場合
- （4）同居家族が感染症に罹患している場合
- （5）その他、病院職員が面会を控える必要があると判断した場合

（面会場所）

第6条 面会場所は原則として次の場所とする。

- （1）指定の面会スペース
- （2）病室

(面会許可)

第7条 面会を希望する者はスタッフステーションにて面会の許可を得なければならない。

(面会時の感染対策)

第8条 面会者は次の感染対策を遵守するものとする。

- (1) 院内への入館時、病室への入退室時に手指衛生を実施すること
- (2) 面会時は原則としてマスクを着用すること

(面会中の禁止事項)

第9条 面会中は次の行為を禁止する。

- (1) 病棟内での飲食
- (2) 大声での会話や他の患者の迷惑となる行為
- (3) 無断での病室の移動や他患者の病室への立ち入り
- (4) 他の患者及び職員等への無断の写真撮影、音声録音および SNS 等への投稿
- (5) 医療機器への接触や操作
- (6) 病院の指示に従わない行為

(お見舞い品等の制限)

第10条 患者の療養環境の維持および感染予防・衛生管理の観点から以下の物品の持ち込みを制限する。

- (1) 生花
- (2) 外部から持ち込む食品
- (3) その他病院が不適切と判断した物品

(面会の特例)

第11条 次の場合には時間外面会を認めることがある。

- (1) 病状説明
- (2) 重症患者
- (3) 終末期
- (4) 主治医または病院が必要と判断した場合

(感染症流行時等の対応)

第12条 院内または地域において感染症の流行が認められた場合などは、患者の安全確保および院内感染の観点から、次の措置を講じることができる。

- (1) 面会人数の制限
- (2) 面会時間の短縮

(3) 面会の一時停止

なお、病状説明、重症患者、終末期等の場合は個別に面会を認めることがある。

(周知)

第13条 本規定の内容は、入院案内、院内掲示および病院ホームページ等を通じて患者及び家族へ周知する。

(規程の制定および見直し)

第14条 本規定は、病院運営の状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。また、本規程の制定及び改訂は、関係部署の意見を踏まえたうえで院長の承認を得て決定する。

附則 この規程は、令和8年6月1日から施行する。

別添 1

	一般病棟 (1 病棟～ 7 病棟)	HCU	7 病棟 (新生児窓越し 面会)	NICU
面会時間	午後 1 時 ～午後 7 時	午前 10 時～午後 0 時 午後 1 時～午後 7 時	午後 2 時 ～午後 7 時	午前 6 時～午前 8 時 午後 1 時～午後 3 時 午後 6 時～午後 8 時
面会時の 時間制限	制限なし	30 分以内	制限なし	制限なし
人数	制限なし	1 回 2 人まで ※人数の多い場合は 交代で面会	制限なし	父母のみ
面会者	制限なし	未就学児不可 ※状況により相談対 応	制限なし	父母のみ